

(別 紙)

立地計画書への意見

フォレストモール富士河口湖

- 1 増床に伴い3000平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合には、土壤汚染対策法第4条に基づき、変更着手の30日前までに知事に届け出ること。また、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合には、知事の命令により土地の所有者等が土壤汚染状況調査をしなければならないことに留意すること。
- 2 増床に伴い交通量の増加が見込まれることから、必要な駐車台数を確保するとともに、来客車両の来退店経路の設定及び駐車場の構造や出入口の位置などについて十分に検討を行い、円滑な入出庫及び周辺道路における新たな交通渋滞の発生の回避に努め、生活環境の保持に努めること。
- 3 増床に伴い騒音発生源の増加が見込まれることから、近隣住居への影響を考慮し、騒音発生源の設置位置及び防音対策について十分に検討を行い、生活環境の保持に努めること。